

変更後

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス(居宅介護)事業所 門司区医師会ヘルパーステーション「あんしん」運営規程

(事業の目的)

第1条 公益社団法人北九州市門司区医師会が設置する門司区医師会ヘルパーステーション「あんしん」(以下「事業所」という。)において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護(以下「居宅介護」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員および運営管理に関する事項を定め、居宅介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者又は障害児の保護者(以下「利用者等」という。)の意思および人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な居宅介護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況およびその置かれている環境に応じて、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事並びに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 居宅介護の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な居宅介護の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 居宅介護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 前3項のほか、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)および北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例(平成24年北九州市条例第54号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 門司区医師会ヘルパーステーション
- ② 所在地 北九州市門司区小森江3丁目12番11号

(従業者の職種、員数および職務内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数および職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤職員)
管理者は、従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規程されている居宅介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。また、自らも居宅介護の提供にあたるものとする。
- ② サービス提供責任者 2名以上(常勤職員)
サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成し、利用者等およびその同居の家族にその内容を説明するほか、事業所に対する居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。また、自らも居宅介護の提供にあたるものとする。なお、業務を行うに当たっては、利用者等の自己決定の尊重を原則としたうえで、利用者等が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者等への意思決定の支援が行われるよう努める。

- ③ 従業者 1名以上(常勤、非常勤職員)
従業者は、居宅介護計画に基づき居宅介護等の提供にあたる。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日は原則として、月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日、8月14日から8月15日までおよび12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間は原則として、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- ③ サービス提供日は原則として、年中無休とする。ただし、8月14日から8月15日までおよび12月29日から1月3日までを除く。
- ④ サービス提供時間は原則として、午前8時から午後6時までとする。
- ⑤ 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- ① 身体障害者 ② 知的障害者 ③ 障害児(児童福祉法に定める障害児)
- ④ 精神障害者 ⑤ 難病等対象者

(居宅介護の内容)

第7条 事業所で行う居宅介護の内容は、次のとおりとする。

- ① 居宅介護計画の作成
- ② 身体介護に関する内容
ア 食事の介護 イ 排泄の介護 ウ 衣類着脱の介護 エ 入浴の介護
オ 身体の清拭・洗髪 カ 通院等の介助(身体介護を伴うもの) キ その他必要な身体介護
- ③ 家事援助に関する内容
ア 調理 イ 衣類の洗濯・補修 ウ 住居等の掃除・整理整頓 エ 生活必需品の買い物
オ 関係機関との連絡 カ 通院等の介助(身体介護を伴わないもの) キ その他必要な家事援助

(居宅介護の取扱方針および居宅介護計画の作成)

第8条 この事業所が提供する居宅介護の取扱方針は次のとおりとする。

- ① 事業所は、居宅介護計画に基づき利用者等が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- ② 事業所は、居宅介護の実施に当たっては、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の意思決定の支援に配慮する。
- ③ 従業者は、居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ④ 事業所は、居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- ⑤ 事業所は、常に利用者等の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者等又はその家族に対し、適切な相談および助言を行う。
- ⑥ 事業者は、その提供する居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

2 この事業所は以下の通り居宅介護計画を作成する。

- ① サービス提供責任者は、利用者等又はその保護者の日常的な生活全般の状況および希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成する。
- ② サービス提供責任者は、作成した居宅介護計画を利用者等およびその同居の家族に説明するとともに、利用者等およびその同居の家族並びに相談支援事業者へ当該居宅介護計画を交付する。
- ③ サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行う。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 居宅介護を提供した場合の利用者負担額は、法第29条第3項第2号に規程する額とする。

2 法定代理受領を行わない場合は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の全額を利用者等から受領する。

3 次条に定める通常の事業の実施区域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者等から徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収するものとする。

- ① 隣接地域 医師会より13キロ圏内 無料
- ② 隣接地域 医師会より13キロ越えより 300円/回

4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

5 事業所は、利用者等に指定居宅介護を提供した際には、以下の事項を記したサービス提供記録を作成しなければならない。

- ① 指定居宅介護の提供日、提供時間
- ② 指定居宅介護の具体的内容
- ③ 利用者等の心身の状況
- ④ その他必要な事項

6 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者等に対し交付する。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、利用者等の依頼を受けて、当該利用者等が同一の月に事業所が提供する居宅介護および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該居宅介護および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該居宅介護および他の指定障害福祉サービス等に係る費用基準額から法第29条第3項(法第31条の読替適用を含む。)の規程により算出された介護給付費又は訓練給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額等合計額」という。)を算定するものとする。この場合において、事業所は利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等および他の指定障害福祉サービス提供事業所等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施区域は、北九州市内(門司区近郊地区)

(緊急時等における対応方法)

第12条 居宅介護の提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は医療機関への連絡を行う等の適切な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(苦情解決)

第13条 提供した居宅介護に関する利用者等並びにその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に、苦情を受け付ける為の窓口を設置するものとする。

2 提供した指定居宅介護に関し、法第10条第1項の規程により市長村が、また、法第48条第1項の規程により県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および利用者等並びにその家族からの苦情に関して、市長村、又は県知事および市長村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 社会福祉法(昭和26年法律45号)第83条に規程する運営適正化委員会が同法第85条の規程により行う調査又はあっせんにてできる限り協力するものとする。

(人権の擁護および虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定および必要な体制の整備。
- ② 成年後見制度の利用支援。
- ③ 苦情解決体制の整備。
- ④ 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の定期的な実施。
- ⑤ 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可)を定期的に開催するとともに、その結果について従業員へ周知徹底を図る。
- ⑥ 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- ⑦ その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置。

2 職員は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。

- ① 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
- ② 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為および適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
- ③ 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- ④ 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- ⑤ 食事を与えないこと。
- ⑥ 利用者の年齢および健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- ⑦ 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えないこと。
- ⑧ 性的な嫌がらせをすること。
- ⑨ 当該利用者を見捨てること。
- ⑩ 利用者の言語表現および行動特徴等を模倣して辱めること。

(身体拘束の禁止)

第15条 事業所は、居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可)を定期的開催するとともに、その結果について従業員へ周知徹底を図る。
- ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ③ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(衛生管理・感染症および食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第16条 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所において、感染症および食中毒の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可)を定期的開催するとともに、その結果について従業員へ周知徹底を図る。
- ② 事業所において、感染症および食中毒の予防およびまん延防止のための指針を整備する。
- ③ 従業員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の作成)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者等に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント対策)

第18条 事業所は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は職員が利用者やその家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や事業所の指示に従わない場合は、サービスの提供を制限または契約を解除することができる。

(地域との連携)

第19条 本事業の運営に当たって、提供した居宅介護に関する利用者等からの苦情に関して市町村等が派遣するものが相談および援助を行う事業、その他の市町村が実施する事業に協力するように努める。

- 2 事業者は、当該事業所が所在する地域の自治会等の地縁による団体に加入するなどして、地域との交流に努める。
- 3 事業者は、地域住民等に対し、当該指定障害福祉サービス事業の内容、当該事業の利用者の障害の特性等を適切に説明するように努める。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、従業員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

① 採用時研修 (採用後3ヶ月以内) ② 現任研修 (年4回以上)

2 従業員は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するものとする。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際はあらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。

5 事業所は、従業員、設備、備品および会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

7 事業所は、利用者等に対する居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護を提供した日から5年間保存するものとする。

8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、公益社団法人北九州市門司区医師会理事会において定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

- ・平成 21 年 10 月 1 日改定
- ・平成 22 年 10 月 1 日改定
- ・平成 23 年 7 月 1 日改定
- ・平成 25 年 7 月 1 日改定
- ・平成 27 年 11 月 1 日改定
- ・平成 28 年 1 月 1 日改定
- ・平成 28 年 10 月 1 日改定
- ・平成 29 年 1 月 1 日改定
- ・令和元年 1 月 5 月 1 日改定
- ・令和 4 年 12 月 1 日改定
- ・令和 5 年 2 月 15 日改定
- ・令和 5 年 4 月 1 日改定
- ・令和 6 年 5 月 1 日改定
- ・令和 6 年 6 月 21 日改定
- ・令和 6 年 7 月 1 日改定
- ・令和 7 年 4 月 1 日改定
- ・令和 8 年 1 月 1 日改定
- ・令和 8 年 4 月 1 日改定